

## 南橘柔道クラブ会則

### 第1条（名称）

本柔道クラブの名称は、「南橘柔道クラブ」（以下、本クラブという。）と称する。

### 第2条（目的）

本クラブは、中学部活動地域移行に伴う、中学生の活動時間の有効活用を目的として設立する。

本クラブの存在により、子供たちが未来を見据えた夢が描けるような活動環境を整備する。

南橘中柔道部の活動を主な活動とし、学校と地域指導者、保護者会、相談役が関係を取りながら、柔道を通じた子供たちの健全育成を目指す。

中学校の義務教育期間を地元地域で活動することで自分の住む地元地域への地域愛を育む。

また、中学校から柔道を始めたいと希望する中学生も積極的に受け入れ、参加できる環境も準備する。

### 第3条（構成）

本クラブは、①中学生部員、②学校（顧問）、③地域指導者、④保護者会、⑤相談役によって構成する。

#### 南橘柔道クラブ 役員名簿

役柄	氏名
指導者南橘地区	青木俊介
指導者南橘地区	茂木秀高
指導者南橘地区	内田誠
指導者南橘地区	福江靖
相談役	小川真太郎
代表	福江靖
事務局	青木俊介

### 第4条（地域指導者）

地域指導者の任免は、保護者会、学校（顧問）、相談役によって承認を受けなければならない。

### 第5条（指導者サポーター）

指導者サポーターは指導者の補助、指導者不在時のサポート等を行い、地域指導者の指導方針に沿った指導を行う。

### 第6条（中学生部員）

中学生部員の対象は、南橘中柔道部員、南橘中他部活動の中学生、前橋市内の隣接中学校生徒とする。

但し、他であっても本クラブの活動趣旨を理解し、学校（双方）、保護者会、地域指導者、相談役が協議した上で、了承すれば入部可とする。

### 第7条（保護者会）

保護者会は、中学生部員の保護者で構成し、会長（代表責任者）1名、副会長2名、会計1名で構成し、その任期は1年とし、その任免は本クラブ総会（5月連休明け頃）の了承を必要とする。

### 第8条（相談役）

相談役は、本クラブ設立に協力いただいた、地域関係者とし、今後の状況の変化に伴い、必要な指導助言をいただき、本クラブの運営上、会則の追加や問題の解決を共同で願います。

### 第9条（入部）

本クラブに入部を希望する者は、本クラブの趣旨を理解した上で、入部申込書（別添）を保護者会に提出する。

他中学の入部希望者は、所属中学顧問に許可を得た上で入部申込書を保護者会に提出する。

### 第10条（退部勧告）

中学生部員及びその保護者は、本クラブの活動趣旨に反する行動や言動等があった場合、保護者会、学校（顧問）、地域指導者、相談役の判断により、退部させられることがある。

#### 第 11 条 (活動)

中学生部員及びその保護者は、本クラブでの活動内容について、学校（顧問）、地域指導者、代表責任者に一任する。

活動については強制ではなく、学業や体調、家庭の事情など各々の事情で休むことができる。

#### 第 12 条 (練習)

練習日は、原則として第 2 週、第 4 週の土日とするが、今後の地域移行の過程で別日に練習することがある。

練習日に練習試合、交流試合などを行うこともある。

#### 第 13 条 (会費)

中学生部員の年度会費は、保険加入代のみとする。

但し、必要な物品購入の際は、別途集金することがある。

#### 第 14 条 (会費の変更)

本クラブの会費の変更及び臨時の追加会費の徴収は、保護者会の承認により行うことができる。

#### 第 15 条 (会計報告)

会計報告に関しては、物品購入の領収証をもってかえるものとする。

#### 第 16 条 (保険の加入)

中学生部員及び地域指導者は、安全の確保及びその健康管理のため、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

但し、スポーツ安全保険の加入費用は、集金にて支払うものとする。

#### 第 17 条 (会則の変更)

会則の変更にあつては、学校（顧問）、地域指導者、保護者会、相談役が協議の上、変更を認める。

#### 附則

本会則は、令和 6 年 10 月 29 日から施行する。